新富町会台組支部第八班(旧名都野自治会)建築協定の概要

宅地の制限

133㎡以上(1宅地1棟)

建築できる用途

- 1 専用住宅
- 2 長屋(共同住宅を除く。)
- 3 診療所兼用住宅(入院設備のあるもの又は獣医院を除く)
- 4 事務所兼用住宅
- 5 店舗兼用住宅で,建築協定者の3分の2以上の承認を得たもの
- 6 前各号に掲げる住宅に付属する物置又は車庫

階数の制限 地階を除き3以下

高さの制限

- 1 最高の高さ10m以下(協定締結時の地盤面の高さから)
- 2 道路斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて 得たものに6mを加えたもの以下
- 3 隣地斜線 当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た ものに6mを加えたもの以下

壁面線の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界(道路境界を除く)までの 距離は0.8メートル以上(北側面にあっては矢印方向に1メートル以上 別図 参照)

ただし,次の各号に掲げるものを除く。

- 1 車庫の高さが2.3m以下で,かつその床面積が30㎡以内のもの
- 2 物置で高さが 2 . 3 m以下 , かつその床面積が 1 0 m 以内のもの
- 3 門及び塀で高さが2m以下のもの

門塀の制限

組積造,補強コンクリートブロック造,鉄筋コンクリート組立版又は波型亜鉛鉄板(波型合成樹脂版を含む)を使用する塀の高さは1.2メートル以下とする(ただし,分譲時における門及び塀はこの限りではない)

便所

水洗式とする